

## 変動型最低制限価格制度におけるランダム係数の設定方法について

和歌山市発注の、変動型最低制限価格（低入札価格調査を行う場合は、「最低制限価格」を「失格価格」と読み替える。）を採用する建設工事等（電子入札案件のみ）において、変動後の最低制限価格は、紙入札と同様の設定式で算出した最低制限価格を最低制限価格変動下限額とし、その最低制限価格変動下限額に開札時にコンピュータで発生させた1.0000から1.0200までの0.0001刻みのランダム係数（通常201通り）を乗じて得た額とします。

なお、平成24年5月24日付け「平成24年度入札・契約制度の改正について（通知）」のとおり、最低制限価格の範囲を設定していますので、変動後の最低制限価格についても同様の扱いとします。

### ランダム係数の設定方法

#### 1 建設工事に係る変動後の最低制限価格の算出について

ランダム係数は、最低制限価格変動下限額にランダム係数を乗じた変動後の最低制限価格が、予定価格の75%から90%の範囲内になるようにコンピュータで発生させています。

⇒ 例えば、最低制限価格変動下限額が予定価格の90%である場合、ランダム係数は「1.0000」に固定され、最低制限価格は変動しません。

#### 2 建設コンサルタント業務に係る変動後の最低制限価格について

ランダム係数は、最低制限価格変動下限額にランダム係数を乗じた変動後の最低制限価格が、予定価格の70%から80%の範囲内になるようにコンピュータで発生させています。

⇒ 例えば、最低制限価格変動下限額が予定価格の80%である場合、ランダム係数は「1.0000」に固定され、最低制限価格は変動しません。

入札に参加する際には、『開札の概要』記載の最低制限価格の変動上限額、変動下限額を確認の上、入札されますようお願いいたします。